

改正労働者派遣法に基づくマージン率の公開

2023年6月1日更新
株式会社三光ビジネスソリューション

平成24年10月1日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主(当社)は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合(マージン率といいます)を公開することが義務付けられました。(法第23条第5項) このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

※マージン率 = (派遣料金の平均額 - 派遣労働者の賃金の平均額) / (派遣料金の平均額)

当社における派遣情報 (2022年度実績)

・ 派遣先企業	3社	
・ 派遣就業者数	8名	
・ 派遣技術者平均料金	33,519円	(8時間全業務平均)
・ 派遣技術者の平均賃金	23,126円	(8時間全業務平均)
・ マージン率	31%	
・ 労使協定を締結しているか否かの別等	有	